

資料 4

中央教育審議会大学分科会
認証評価機関の認証に関する審査委員会
(第 23 回) 令和元年 12 月 18 日

認証評価機関の自己点検・評価に関する質問事項及び回答

A B E S T 2 1	2
国際会計教育協会	3
日本助産評価機構	5
日弁連法務研究財団	6
日本臨床心理士資格認定協会	7
教員養成評価機構	8
日本技術者教育認定機構	10
日本造園学会	11

令和元年度認証評価機関の自己点検・評価に関する質問事項及び回答

【ABEST21】

質問事項	質問事項に関する回答
<p>① 海外経営大学院の評価を行う際の基準において、国内における基準から一部除外しているが、どのような考えに基づき除外しているのか御教示ください。</p>	<p>国外の経営大学院等の認証評価の基準については、国内の経営分野専門職大学院の認証評価基準を準用している。ただし、下記の2点の適用を除外している。</p> <p>1) 基準4「教育研究上の目的」[点検項目4-4]で求めている「学校教育法第99条第2項による専門職大学院の教育研究上の目的」についての基準の適用除外をしている。</p> <p>2) 基準20「教員の教育研究上の指導能力」[点検項目21-1]の「文部科学大臣が別に定める数」について、海外の経営大学院等には適用を除外している。</p> <p>基本的には、経営分野専門職大学院及び海外の経営大学院等の教育研究上の目的である育成すべき人材が「マネジメント人材の育成」で共通しているために、上記の点検項目4-4と21-1を除いた経営分野専門職大学院の評価基準を海外の経営大学院等の認証評価に準用している。</p>
<p>② 評価プロセスにおいて「会員の資格審査」及び「認証評価受審資格申請の審査」とあるが、どのようなものか具体的な内容を御教示ください。(会員にならないと認証評価を受審できないのか)</p>	<p>「会員の資格審査」の内容については、国内の学校会員の場合には「経営分野」及び「知財分野」の専門職大学院であることを条件にしている。企業会員については特別の資格条件を設けていない。海外の学校会員の場合には「選択評価」に係わる問題なので入会基準を設けている。例えば、インドネシアの場合にはインドネシア政府の認証評価機関BAN-PTによるMM programが「A」評価を受けていることを入会資格条件としている。</p> <p>「認証評価受審資格申請の審査」の内容については、国内外を問わず受審校がABEST21認証評価を受ける学内体制及び受審体制等が整備され、「自己点検・評価」の分析を行うタスクチームが組織されているかどうかを確認している。</p> <p>グローバル化時代の教育研究環境において、認証校が自己完結的に教育研究活動の質維持向上の改善を行うことは難しいために、ABEST21はGlobal Knowledge Networkを構築し、認証校に対する改善活動に対する支援を行っている。それ故に、ABEST21の認証評価を受けるためには会員資格が絶対条件となっている。</p>

令和元年度認証評価機関の自己点検・評価に関する質問事項及び回答

【国際会計教育協会】

質問事項	質問事項に関する回答
<p>① 受審大学がない年度が数年続いているが、そういう年度でも何らかの活動が行われ、経常的経費が発生すると思われる。評価費を減額しても組織として維持できるとの考えについて御教示ください。</p>	<p>当協会は特定非営利活動法人として、一般会計と認証評価事業会計を区分経理しています。分野別認証評価の実施校数が少なく、実施時期が特定の年度に偏在する状況は当初から続いています。2008年度からの初回の認証評価料は、法科大学院の評価料等を参考に、初期費用や準備費用も勘案して設定しました。一定の経験を踏まえて認証評価のためにかかる諸経費が推定可能となり、また、関係諸機関からの支援・協力が引き続き得られる見通しとなったので、受審大学がない年度の経常的経費を勘案しても認証評価事業単独で採算が取れる範囲内で2013年度の2回目以降から評価料（初期費用や準備費用相当分）を減額し現在に至っています。現状では組織としての持続可能性を維持できると考えています。しかし、受審大学の激減により財務状況が悪化し、認証評価事業単独で採算が取れない状況になった場合には評価料の増額を検討する予定です。</p>
<p>② 前回の評価結果において掲載された要望事項のうち、今回の結果において再度掲載されていない要望事項は、改善が確認されたものであるとの認識で良いか御教示ください。（前回の要望事項はすべてフォローアップしているのか）</p>	<p>前回の評価結果において掲載された要望事項のうち、今回の結果において再度掲載されていない要望事項は、基本的には今回の認証評価までの間に改善が確認されたものであると考えられます。ただし、要望事項は精選・整理したものを記述することになっていきますので、重要性の判断で今回は列挙されないものもあります。過去に当協会の分野別認証評価を受審している会計大学院については、その際の評価報告書の内容を踏まえた上で今回の認証評価を実施しています。したがって、前回の要望事項についての改善状況は、すべてフォローアップしており、改善が不十分と判断された場合や長期的継続的な改善を要する場合には、前回と同じ要望事項が今回も付されることとなります。</p>
<p>③ どのような場合に要望事項を付すのか御教示ください。また、その旨を要綱等に明記しているか御教示ください。</p>	<p>評価報告書には、「認証評価結果」としての意見の他、章ごとに抽出した「優れた点及び改善を要する点」がある場合には要約し、記述することになっています。これらの点を明らかにするに当たっては、会計職業人養成の基本理念や当該会計大学院の目的に照らして、重要な位置付けにあると考えられる取組状況を考慮した上で、精選・整理したものを要望事項として、例えば、「基準〇ー〇は満たしているが、……の観点から……について改善が望まれる」と記述します。こうした旨は、当協会の会計大学院評価機構が定める会計大学院評価基準要綱のⅢの2-1（3）及び2-4に明記しています。</p>
<p>④ ホームページに掲載されている平成30年度の報告書が、それまでの報告書に比べて大幅に簡略された理由について御教示ください。</p>	<p>評価報告書の様式を平成30年度から簡略したものに変更した理由は以下の通りです。従来は、各会計大学院の自己点検報告書を引用する形で取りまとめてきました。これは受審校も当協会も認証評価の経験が浅かったので10章からなる評価基準を網羅的に点検・評価していることを確認する点や評価報告書だけ読めば完結する点では有効でした。しかし、概観性に欠ける点と各会計大学院の記述と当協会の意見とが明確に区別されていない点が問題でした。また、各会計大学院の自己点検報告書の点検項目は本来、当協会の評価基準に縛られるものではなく、一定の経験を踏まえて原則主義的な取組みができるようにしてほしいとの要望もあり、自己点検報告書と相互参照する形での利用を前提に、評価報告書自体は、認証評価結果及び優れた点又は要望事項を簡潔に記述する様式に改めました。</p>

(続き有り)

令和元年度認証評価機関の自己点検・評価に関する質問事項及び回答

【国際会計教育協会】

質問事項	質問事項に関する回答
<p>⑤ 報告書（P3）に「十分な評価手続が実施できなかった場合、評価結果は判断保留とする」とあるが、具体的にはどのような状況か御教示ください。</p>	<p>「判断保留」につきましては、当協会の会計大学院評価機構が定める会計大学院評価基準要綱のⅠの3-5に定められています。ここにいう十分な評価手続が実施できなかった場合とは、重大な災害の発生などの理由で受審大学又は当協会が評価実施年度において認証評価作業に十分に対応できない場合を想定したものです。過去の認証評価におきまして、評価結果が判断保留とされたものではありません。</p>
<p>⑥ 次代を担う評価員の確保・育成が課題と認識されているが、解決に向けた方策についてお考えを御教示ください。</p>	<p>2013年度からの認証評価では、受審大学ごとに経験者と初心者のバランスを考慮して3名の評価員を配置するなど後継者養成に配慮してきました。当協会の分野別認証評価は3サイクル目を終えた現在、退職された評価員も多くなっており、会計大学院協会や日本公認会計士協会などの関係諸機関の協力と支援を受けて新しい評価員を確保し、十分な研修を実施していきたいと考えております。効率的な研修ができるように研修マニュアルにつきましてもこれまでの研修の経験を踏まえて継続的に見直す予定です。今後、受審大学のない年度が数年続きますので、その間は評価員の育成に注力します。</p>

令和元年度認証評価機関の自己点検・評価に関する質問事項及び回答

【日本助産評価機構】

質問事項	質問事項に関する回答
<p>① 対象大学院が1大学院ではあるが、対象大学の評価がない年度の認証評価機関としての活動について御教示ください。</p>	<p>助産師教育を行っている教育機関（専門学校・大学・大学院等）を対象に、年1～2校の評価を実施しています。さらに評価者研修、助産分野別評価の受審を勧める説明会の開催、および評価ハンドブックの見直しを毎年実施しています。</p> <p>また、本機構は、教育機関評価の他に助産実践の評価活動として、5年以上の臨床経験のある全助産師を対象とした個人認証、助産所の施設評価を行っています。</p>
<p>② 「改善を要する点」はどのような場合に指摘されるのか御教示ください。また、その旨は規則等に明記しているか御教示ください。</p>	<p>「評価基準に対して、最低必要な水準には到達しているが、より一層、改善の努力を促すために提示するもの」としています。</p>
<p>③ 「解釈指針」と「各基準を満たしているか否かの判定」との関係について御教示ください。（1つでも解釈指針に反している場合は基準を満たしていないとなるのか）</p>	<p>下記のように明記しています。</p> <p>3) 解釈指針の表現方法 解釈指針は各基準に関する規則、ならびに各基準に係る説明、および例示を規定したものであり、その内容により、次の3つに分類されます。</p> <p>①助産学大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。 例 「・・・であること。」 「・・・されていること。」等</p> <p>②助産学大学院において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。 例 「・・・に努めていること。」等</p> <p>③助産専門職大学院において、定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。例 「・・・が望ましい。」</p> <p>4) 適格認定 ①適格認定は、当機構が評価の結果、助産学大学院が評価基準に適合していると認められた場合に与えられます。 ②評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければなりません。 ③各基準を満たすためには、上記3) 解釈指針の表現方法の①及び②が満たされていなければなりません。</p>

令和元年度認証評価機関の自己点検・評価に関する質問事項及び回答

【日弁連法務研究財団】

質問事項	質問事項に関する回答
<p>① 評価基準の改正にあたってはパブリックコメントを実施しているとのことですが、関連職業団体関係者等から意見聴取を行なっているか御教示ください。</p>	<p>当財団では、評価基準の改正に当たって、パブリックコメント以外に、関連職業団体関係者等に対する意見聴取は実施しておりません。もっとも、当財団では、評価基準の改正に当たり、評価委員会において改正案を検討した上で、認証評価会議の決議を経ていきます。評価委員会及び認証評価会議は、大学関係者、法曹関係者及び一般有識者を構成員としており、評価基準の改正に向けた議論の中で、関連職業団体関係者等の意見を聴取しています。</p> <p>なお、評価委員会及び評価会議の構成員の名簿は、随時、当財団のHPに掲載しておりますので、御参照ください。</p> <p>(https://www.jlf.or.jp/work/dai3sha_4.shtml,https://www.jlf.or.jp/work/dai3sha_3.shtml)</p>

令和元年度認証評価機関の自己点検・評価に関する質問事項及び回答

【日本臨床心理士資格認定協会】

質問事項	質問事項に関する回答
<p>① これまでの評価基準等の改正にあたっては専門職大学院関係者に意見照会を行っているが、関連職業団体関係者等から意見聴取を行なっているか御教示ください</p>	<p>本協会では、認証評価機関で構成されている認証評価機関連絡協議会の委員として、設置当初より評価担当理事等が出席し、他機関との意見交換や動向把握などを行い、情報共有を図っています。また、認証評価委員会を、医師、臨床心理分野職能団体の（一社）日本臨床心理士会、また、（一社）日本心理臨床学会などの臨床心理分野及びそれ以外の関連職業団体関係者等で構成し、評価基準等の改正を含めた認証評価事業に関する事項について、多様な意見を反映できるような体制を整えております。あわせて、今後さらに充実した評価システムを構築するための検討を進めています。</p>
<p>② 学校教育法の改正により、今後「保留」の判定ができなくなるが、今後どのような判定とするのかお考えを御教示ください。</p>	<p>学校教育法の改正に伴い、本協会が定めている評価基準要綱の一部改訂等を行い、評価基準に適合しているか否かのみでの判定とします。 なお、平成21（2009）年度以降、延べ11回の認証評価すべてが「適合」と評価されていますこと、申し添えます。</p>

令和元年度認証評価機関の自己点検・評価に関する質問事項及び回答

【教員養成評価機構】

質問事項	質問事項に関する回答
<p>① 教職大学院の急増に加え、教職課程の評価も実施することが検討されているが、事務局体制は増強されているのか。将来の事務局体制について、どのように考えているのか御教示ください。</p>	<p>教員養成評価機構は、平成28年度末、東京学芸大学から「教員養成評価開発研究プロジェクト」による教職課程の評価に関する「教員養成教育認定評価システム」を引継ぎました。</p> <p>教職課程の評価として、教員養成教育認定評価を評価事業として本格実施するにあたっては、評価する側、評価を受ける側双方で、さまざまな課題があることが明らかになりました。そのことは、東京学芸大学のプロジェクトの委員会でも、また、平成30年度文部科学省「教員の養成・採用・研修の一体的開発推進事業」による教員養成教育認定評価開発研究の推進事業の推進会議においても、常に議論となりました。たとえば、評価を受ける側は、費用負担、訪問調査の対応、評価する側は、評価チームの構成、評価員の確保などです。</p> <p>こうした現状を踏まえ、すぐに教職課程の評価を事業制度化し実施することは難しいとの見通しから、現在、本機構では、新たに教職課程の評価に関する事業を立ち上げる計画はなく、事務局体制を増強する予定もありません。</p> <p>現在進行中の推進会議では、第三者評価としての評価事業の実施の可能性について模索するとともに、各教員養成機関に対し、自律的に教員養成教育の質保証・向上をめざす自己分析（自己点検・評価）の実施を提案しています。本年度においては、自己分析を実施した後、作成した自己分析書に対して外からフィードバックする方法を検討しています。</p> <p>本機構においては、各教員養成機関に過度な負担をかけずに、かつ事務局体制についても、必要最小限の体制で、いかに効果的な評価を行うかについて、引き続き検討してまいります。</p>
<p>② 報告書（P4）に「年度ごとの実施数の偏りを均し」とあるが、「受審を希望する大学には全て対応すべき」（細目省令第3条第1項第2号）という原則との関係において、どのように考えているのか御教示ください。</p>	<p>教員養成評価機構は、「大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行いこととしていること。」（細目省令第3条第1項第2号）に従って認証評価を行っています。</p> <p>平成28年度に18教職大学院が設置され、令和2年度には、認証評価年度をむかえる既設教職大学院と合わせて30弱の大学から受審が予想されたことから、認証評価の質の維持と円滑な運営を危惧し、教職大学院を設置する大学の協力のもと、令和元年度以降の受審年度を調整したものです。</p> <p>具体には、新設された大学に初回の実施希望年度を照会し、各大学の意向を伺いながら、可能な範囲で調整を協力いただいているもので、将来、大学から予定以外の年度の受審申請があった場合は、当該年度に実施することになります。</p>

(続き有り)

<p>③ 点検評価委員会を構成する「機構評価アドバイザー」はどのような役割か具体的に御教示ください。</p>	<p>点検評価委員会委員は、平成31年3月18日開催の理事会において候補者が選出されました。点検評価委員会を構成する（新年度の）評価アドバイザー2名については、同理事会で選出された評価アドバイザー（候補者）の中から選出されました。</p> <p>評価アドバイザーは、評価員（評価担当主査を含む。）経験者の中から選出されることから、点検評価委員会においては、認証評価事業の実践的見地から検討に加わっています。</p> <p>なお、毎年度、委嘱している評価アドバイザーは、具体的には、主に次のような役割を担っています。</p> <ul style="list-style-type: none">・日ごろ教職大学院等から寄せられる事務局で対応しきれない問い合わせの相談・評価員の研修会や評価実施説明会における助言・指導等・評価員にアクシデントがあった場合の臨時的な支援等
--	---

令和元年度認証評価機関の自己点検・評価に関する質問事項及び回答

【日本技術者教育認定機構】

質問事項	質問事項に関する回答
<p>① 認定事業と認証評価事業の財務上の区別について、厳密に行うための工夫等があれば御教示ください。</p>	<p>弊機構の“産業技術系専門職大学院認証評価に関する規程”の第13章-認証評価手数料及び会計-第57条「認証評価事業の会計は、機構の一般会計と区分した独立会計によるものとする。」の定めに従い、事業収入（認証評価手数料）および事業経費（委員会等の会議室使用料、実地調査に関わる費用、委員会等への参加交通費、事業用の消耗品・備品等の事業直接費、事務所管理費などの間接経費等）は、予め設定された勘定科目に区分計上しております。</p>
<p>② 評価員の高齢化が進み、人材の確保・育成が課題と認識されているが、解決に向けた方策についてお考えを御教示ください。</p>	<p>弊機構で開催している専門職大学院認証評価委員会の毎年度初回の委員会で本課題について議論が行なわれており、その際に委員の見直しが実施されています。今年度は、認証評価委員会の委員1名（産業技術分野の実務経験者）と基準専門委員会の委員1名（産業技術分野大学院の教員1名）の新任者による交代が行なわれました。今後は、上記認証評価委員会での委員交代の議論を深めていくとともに、2018年度に創設されたJABEEフェロー制度におけるフェロー認定者にも認証評価活動への参画を促していくことにより、課題の解決を図っていきます。</p>

令和元年度認証評価機関の自己点検・評価に関する質問事項及び回答

【日本造園学会】

質問事項	質問事項に関する回答
<p>① 対象大学院が1大学院ではあるが、対象大学の評価がない年度の認証評価機関としての活動について御教示ください。</p>	<p>基本的には、認証評価実施年度に続く3年間は「専門職大学院認証評価総務委員会（以下総務委員会）」を年1回程度開催し、前回認証評価の総括、評価基準の見直し等について検討し、加えて自己点検・評価報告書にも記載の通り、受審校から提出された改善報告書に対する評価・審議を実施しました。そして4年目に次の受審を受け付け、総務委員会、専門職大学院認証評価審査委員会（以下審査委員会）等でそれぞれ担当業務を進め、5年目に評価の実施・報告という流れです。具体的に平成26年度から30年度の活動は、 平成26年4月 25年度評価事業の総括作業（総務委員会） 平成27年9月～28年2月 受審校からの改善報告書について審議（総務委員会・審査委員会） 平成29年3月 評価基準の改定検討（総務委員会） 平成29年度以降は自己点検・評価報告書の表（p5-6）の通りです。</p>
<p>② 個別評価において多段階（A：よく実施できている B：実施できている C：最低限必要な水準で実施できている D：実施できていない（最低限必要な水準に達していない））で評価しているが、どういう場合に「B」となるかなど、もう少し詳細を御教示ください。（例えば、基準2-3-1において、学生への十分に周知されていないと指摘があるものの、「B」となっている）</p>	<p>基本的には、評価報告書の各点検項目の「根拠・指摘事項」の内容は、まず評価の「根拠」として、「～が確認された」、「～を確認した」、「～が認められた」等を記述しています。ここでは評価基準および解釈指針に照らして、例えばB評価の場合には「実施できている」と判断・評価した内容を示しています。これに続いて「指摘事項」として、評価段階の向上が見込まれる改善点を記述しています。従ってB評価の場合はA評価につながる具体策や方向性を示しています。</p> <p>この意味において、お訊ねの2-3-1に関しては、上記の記述方式がやや不正確に適用されておりました。「授業評価が客観的かつ厳正に実施されている実態は確認できた。しかしその方法・基準については十分に周知されておらず、明示すること」とありますが、正確には、方法・基準の周知についても実施されていることが確認されB評価相当であるが、より「十分な」周知を図ることでA評価が期待されるという趣旨です（具体的には、成績評価基準は周知されているが、その記述内容に授業間のばらつきがあったため、この点を改善することで「十分」な周知に至るという判断でした）。記述に正確さを欠き申し訳ございません。</p> <p>また、2-2-2については、上記のうち「根拠」に相当する記述が省略されてしまっており、「指摘事項」のみとなっていました。申し訳ございませんでしたがB相当の根拠が確認されていることを評価実施時の記録により再確認いたしました。</p> <p>これら評価報告書の記述法の適切性については今回の自己点検・評価において見過ごしていた点であり、今後の評価報告書の作成並びに自己点検・評価の際の観点として留意したく考えております。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>